委員会の審査から

市議会には、４つの常任委員会が設置されており、本会議で付託された議案・請願等、各所管事項について詳細にわたり審査を行いました。その中から、各委員会の主な審査状況をお知らせします。

総務

町田市手数料条例の一部改正

委員　国や都の建築物も、町田市が手数料を取るようになる場合もあるのか。

担当者　民間の建築物は確認申請、国の建物、都の建物、市の建物、これらについては、法律的には計画通知という言葉を使っています。同じ建物ですが、今まで、民間の建物については手数料を取っていたのですが、計画通知の国の建物、市の建物等については無料にしていました。今回この条例によって、すべての建物に、手数料を取らせていただくという制度にするものです。

委員　対象となる建物と、予想されるものというのはどういうものなのか。

担当者　予想されるものというのは、基本的にすべての建物ですが、計画通知でいえば、庁舎、学校、病院、保育園等、いわゆる公共施設です。それと、公団公社、共同住宅、そういうものも対象になります。

委員　建築確認申請が出ない、例えば増築が主だと思うんですが、こういうものの取り扱いはどうか。

担当者　一定の要件で一〇平米以内ですと建築確認がいらないということがあります。その場合は、手数料は当然かからないということになります。面積がふえて確認申請が提出されるのであれば、手数料はいただくことになります。

基金繰入金

委員　財政調整基金の積立金は六〇億円というふうに決めて積み立てしていると思うが、今後、財政調整基金からの繰り入れの予定というのはあるのか。

担当者　今回の取り崩しの充当先ですが、民生費、それから教育費の歳出の一般財源として充当するものです。

委員　町田の予算規模からして、理想的には財政調整基金は通常どのくらい持っていたらいいのか。

担当者　標準財政規模に対する財政調整基金の割合で、一般的には五％から一〇％が適当といわれています。町田市の平成一八年度の標準財政規模は約七二〇億円で、財政調整基金の年度末残高は約六〇億円ですので、この比率は八・三％に一八年度決算ではなっています。

文教社会

町田市体育施設条例の一部改正

委員　体育施設条例と都市公園条例では設置目的が全然違う。体育施設として体育施設条例の中で位置づけられていたものが、条例上、別物に変質してしまわないか。

担当者　利用料金、その他利用方法も含めてすべて従来どおりの内容で都市公園条例に移したということで、趣旨も引き継がれていると理解しています。

委員　体育施設条例から離れる一九施設について、どう市民にスポーツの振興を図っていくか。

担当者　公園内の施設という形で、管理権限は移りますが、スポーツ振興という点では、関係団体等と協働しながら、スポーツ振興課が担っていきます。

委員　体育施設運営協議会は、条例に基づいて設置しているもので、実態にそぐわなくなってきているのであれば、それも含めて改正するべきではないか。

担当者　条例の改正をしなければならない部分は、今後スポーツ振興基本計画ができた段階で、それに対応した形で新たな条例の見直しが必要になってくると思うので、全面的な改正と見直しは、スポーツ振興基本計画策定に合わせて対応していきたいと考えています。

古民家記録保存委託料

委員　今回の古民家は文化財として何らかの指定を受けているのか。

担当者　指定は受けていません。

委員　今回の古民家の記録保存というのは、これまでに例のない形での文化財の保護であるのか。

担当者　今までに例はありません。

委員　入札は行わないのか。

担当者　ある程度専門性が要求されること、そういうものを手がけた実績があること、文化庁の指定を受けているということで、随意契約で対応したいと考えています。

委員　町田市内にある業者でも解体処分はできる。ある程度比較できるところがなければならないのではないか。

担当者　どこでもできる部分については、そういう部分の価格を勘案して、発注に当たっては注意していきたい。

健康福祉

施設職員人材育成事業補助金

委員　派遣先はめどが立っているのか。

担当者　応募する施設で考えることが基本ですが、例えば福祉先進都市、国家と言われている北欧、オーストラリアなどを想定しています。

委員　規模として一〇日間ぐらい、ＯＪＴは入っているという理解でいいのか。

担当者　障がいをお持ちの方、あるいは高齢の方をケアしている極めて実践的な現場を見られるので、本当に現場に即した研修をするものと理解しています。

委員　行ったときの報告書は、どう生かしていくのか。

担当者　報告会を開催したいと思っており、各施設に還元していくため、その成果については、まとめという形で示していきたい。

町田市病院事業会計補正予算

委員　ＮＩＣＵができることで、小児救急ができなくなってしまうことはないのか。

担当者　ＮＩＣＵをやってくれる人たちは基本的に小児科医であり、むしろ小児科指導医がふえ、小児科を助ける結果になっていくのではないかと思っています。

委員　今後、減価償却とか出てくるが、採算面はどうなのか、ほかの医療に影響は出ないのか。

担当者　周産期部門は、採算がとれないのは収支計画上明らかで、その金額は年間一億三、〇〇〇万円程度という見込みを立てています。しかし、ＮＩＣＵを開設することによって、その取り巻く環境をもう少し幅を広げた範囲の中では、当然収支均衡はとっていかなくてはいけないと考えており、一般的にもＮＩＣＵがあるとお産がふえると言われているので、そのようなことになると思います。

委員　周産期医療の開始にあたっての市長の意向もしっかりと把握したい。また、病院側と市長との間のコミュニケーションの辺の市長の決意と考えを確認したい。

市長　一〇月一日に開くと言った以上、全力で頑張るのは設置者として当然の義務であり、今まで以上に総院長、院長と打ち合わせをしてやっていきたいという決意は当然で、変わっていません。

建設

町田市立児童遊園条例を廃止する条例

委員　児童遊園の条例を廃止して、結果的に都市公園条例に移行させ指定管理にするという流れに思えるがいかが。

担当者　市民にとって一番の管理形態を考えていかなければなりません。今後どうするかということをしっかり判断していきたい。指定管理が、できるかできないか、ということであれば、できるという判断になりますが、指定管理をするか、しないか、というのは別の話であるため、そこは分けて考えてもらいたい。

町田市都市公園条例の一部改正

委員　将来的に指定管理に移行をする可能性があるということで、窓口がまた変わるというような不具合が生じることはあるのか。

担当者　対応の窓口が変わるということは基本的にはないと思います。

委員　公園と一体管理をするということだが、するスポーツ優先という管理か。それとも、見るスポーツや公園とセットで考えた政策的なスポーツ振興という意味での管理になるのか。

担当者　大きなスポーツ施設によっては、見るスポーツを誘致していくことも必要になります。誘致自体はスポーツ振興部門が考えていく必要があると思いますが、公園としても一緒にやっていき施設の中も外も使えるような一体管理を考えています。スポーツ施設自体の利用形態は、基本的には変わりませんが、公園と一体管理をすることによって、さらに広がった利用形態になると思います。

町田市都市計画法に規定する開発許可等の基準に関する条例

委員　東京都と同じ内容で条例をつくったということだが、墓地などに対して規制をかけられる可能性が出てきたのか。

担当者　墓地、墓苑に関しては、都市計画法の中では調整区域でも建設が可能なものとして今は位置づけられています。ただ、新たな規制誘導策として、今後、調整区域内のあり方についてさらに議論を深めて、何らかの市としての対応をとる必要があると考えています。